

交渉レポートNo.5

1. 春闘の取り組み

【経過】

3月3日（火） 団体交渉を開催し春闘都本部統一要求書を八王子市当局へ提出。

3月9日（月） 当局側から統一要求書に対する回答が示される

回答内容

①賃金改定については都人勧の改定率を尊重する。給与水準については、自主交渉・自主決着を基本に協議する。

②臨時・非常勤のあり方については賃金任用制度労使検討会で協議する。また、勤務労働条件の改善については関係団体と協議していく。

③職員の勤務時間については、民間の所定労働時間との均等を図り、人事院勧告どおり本年4月1日から実施する。また、36協定については今までどおり協議し締結する。不払い残業は実態把握に努める。

④公共サービスの実施者として関連事業所に従事する労働環境の改善・安全管理の徹底を事業者に要請する。公契約改革については、総合評価制度の導入結果を検証したうえで検討する。

⑤組織機構改革や指定管理者制度の活用に当たっては人員配置や施設の設置目的が達成されているか検証し、事前協議をする。

⑥ワークライフバランスの実現を目指し、特定事業主行動計画を検証し、時間外勤務の削減や両立支援の充実していく中で、男女平等をさらに推進していく。

3月11日（水） 執行委員会を開催し回答内容について確認

執行部はこの回答を受けて都本部と協議の結果、一定の到達点に達していると判断する。

3月12日（木） 拡大闘争委員会で回答の内容について確認

13日の戦術配置（29分集会）の中止を確認

団体交渉を開催

回答の内容と組合側の要旨について当局側は認識し、具体的な課題についても継続協議とすることを確認

8:30					<u>12:15</u>	13:00					17:15
					休憩						

変更後（出勤・退庁時間に変更なし。休憩時間が1時間。）

8:30					<u>12:00</u>	13:00					17:15
					休憩						

- ② 育児時間等（妊娠中の通勤緩和休暇・部分休業・介護休暇）の取得時及び「小学校就学始期までの子の養育をする職員」、「小学生をその住居以外へ送迎する職員」に許可していた休憩時間の例外（45分）を廃止し、他の職員と同様の勤務時間及び休憩時間になります。

※変更届の提出は不要です。

(2). 給与の変更

- ① 勤務時間に変更されることに伴い、1時間当たりの単価が変更されます。
- ② 時間外勤務手当については、午後5時15分以降（勤務時間が7時間45分以上）を支給対象時間とします。

※休憩（夕食を含む）を取る場合は、午後5時15分以降の職場離脱等による休憩にかかった時間（実時間）は時間外勤務対象時間から除きます。

- ③ 短時間勤務職員（再任用等）の超過勤務手当の取扱いは、その者に定められた正規の勤務時間と、その時間を超えて勤務した時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、勤務時間1時間当たりの給与額に乗じる支給割合が100/100になります。

(3). 休暇の使用単位

- ①年次有給休暇を、30分を単位として使用した場合は7時間45分をもって1日になります。また、特別休暇（配偶者出産休暇、子ども看護休暇、育児参加休暇等）についても同様です。

※非常勤職員等については、1日の標準時間をもって1日とします。

1日以上のある場合で、30分以外（15分・45分等）の端数がある場合、30分を単位とする休暇を取得するときは、次の残日数計算になります。

【例】

ア. 年次休暇が残り30日と15分の場合に、年次休暇を30分取得する場合
残日数は29日と7時間30分となる。

イ. 年次休暇が残り30日と15分の場合に、年次休暇を1時間取得する場合
残日数は29日と7時間となる。

- ②1日の勤務時間が7時間45分のため、休暇の残日数に30分以外の端数が生じた場合は、その残日数が1日未満、かつ、そのすべてを使用するときに限り、30分単位以外の使用を認めます。

休暇を30分単位で取得すると、1日の勤務時間が7時間45分のため30分以外（15分・45分等）の端数が生じる場合があります。そのため、休暇の残日数が1日未満、

かつそのすべてを使用するときに限り、30分単位以外の使用を認めます。

【例】

- ア. 休暇の残りが15分の場合、15分の休暇を取得できる。
- イ. 休暇の残りが7時間15分の場合、7時間15分の休暇を取得できる。
- ウ. 休暇の残りが7時間15分の場合、例えば3時間30分の休暇取得と3時間45分の休暇を取得できる。
- エ. 休暇の残りが20日と15分の場合、15分の休暇を取得することはできない。
※あくまで実残日数が1日未満の場合で、そのすべてを使用する場合に限り、30分単位以外の使用を認める。

(4). 振替代休

- ①実働4時間以上の勤務（実質の休憩時間を除く）の場合
「午前」又は「午後」の4時間の振替代休及び手当
- ②実働7時間45分以上の勤務（実質の休憩時間を除く）の場合
1日の振替代休及び手当

【例】

4時間代休を午前取得

※出勤簿は前半休（全庁）に変更。

(出勤時間)

8:30		12:30	<u>13:30</u>				
17:15							
<table border="1"><tr><td style="background-color: black; color: white;">代 休</td><td style="background-color: #cccccc;">休 憩</td><td colspan="2">勤 務 時 間</td></tr></table>				代 休	休 憩	勤 務 時 間	
代 休	休 憩	勤 務 時 間					

4時間代休を午後取得

※出勤簿は後半休（全庁）に変更

(退庁時間)

8:30		<u>12:15</u>	13:15				
17:15							
<table border="1"><tr><td>勤 務 時 間</td><td style="background-color: #cccccc;">休 憩</td><td colspan="2" style="background-color: black; color: white;">代 休</td></tr></table>				勤 務 時 間	休 憩	代 休	
勤 務 時 間	休 憩	代 休					

(5). 介護休暇

4時間の介護休暇を取得する場合の勤務時間及び休憩時間は以下のとおりになります。

ア. 始業の時刻からの取得 ※出勤簿は前半休（全庁）に変更

(出勤時間)

8:30		12:30	<u>13:30</u>				
17:15							
<table border="1"><tr><td style="background-color: black; color: white;">介 護 休 暇</td><td style="background-color: #cccccc;">休 憩</td><td colspan="2">勤 務 時 間</td></tr></table>				介 護 休 暇	休 憩	勤 務 時 間	
介 護 休 暇	休 憩	勤 務 時 間					

イ. 終業の時刻までの取得 ※出勤簿は午後半休（全庁）に変更

(退庁時間)

8:30

12:15

13:15

17:15

勤務時間	休憩	介護休暇
------	----	------

(6). 育児時間等（妊娠中の通勤緩和休暇・部分休業・介護休暇）を取得している職員について

休憩時間が1時間で、終業時刻までに育児時間等を取得している職員は、庶務事務システムの申請時刻の変更が必要になります。該当する方は職員課労務福利担当までご連絡下さい。

※業務始業時からのみ取得している場合は、始業時刻の変更がないため必要ありません。

(7). チャイムについて

勤務時間の変更に伴いチャイムの時間を下表のとおり変更します。

	変更前	変更後
8:30	チャイム（変更なし）	
12:00	チャイム	音楽
12:13	音楽	
12:59	音楽	
17:00	音楽	-
17:15	-	音楽・延長アナウンス
17:30	チャイム・延長アナウンス	-
19:00	業務終了アナウンス（変更なし）	

【3月12日の拡大闘争委員会で機関決定】

●交渉レポートの問い合わせ先
組合事務所（書記次長・岡本）
内線4451